

AIJ 問題を受けた当面の対応について

1. AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金に関する当面の対応について

(対象：平成 23 年度末において AIJ 投資顧問に投資残高のある基金)

(1) AIJ 投資顧問への投資残高の平成 23 年度決算における取扱い

<u>投資残高の確定時期</u>	<u>決算における取扱い</u>
9 月末日（決算提出期限）までに 確定した場合	→ 平成 23 年度決算に計上
10 月 1 日以降に確定した場合	→ 平成 23 年度決算は全額損失した ものとして計上し、平成 24 年度 決算で収入として計上

(2) AIJ 投資顧問への投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置

平成 23 年度決算における積立不足のうち、AIJ 投資顧問への投資により生じた不足分に係る掛金については、引上げ期間を最大 20 年から最大 30 年に延長し、急激な掛金上昇による母体企業の経営への影響を緩和する。

2. 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(対象：厚生年金基金及び確定給付企業年金)

(1) 予定利率の引下げを促進する措置

予定利率の引下げにより生じる積立不足に係る掛金については引上げ期間を最大 20 年から最大 30 年に延長する。

(2) 給付減額基準の明確化等

- ① 現行の給付減額基準の理由要件（「母体企業の経営悪化」又は「掛金負担困難」）を明確化する。
- ② 受給者減額時に希望する受給者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。

※これらの措置は平成 23 年度決算速報を踏まえて行う当面の対応であり、制度の在り方等については、今後厚生労働省においてさらに検討していく予定。